

5 年 保 存

基勤企発第0401003号

平成18年4月1日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局勤労者生活部企画課長
(契印省略)

労働時間設定改善コンサルタントの設置に当たり留意すべき事項について

労働時間設定改善コンサルタント(以下「コンサルタント」という。)の設置については、平成18年4月1日付け地発第0401001号及び基発第0401010号「労働時間設定改善コンサルタントの設置について」(以下「連名通達」という。)をもって指示されたところであるが、その運用に当たっては、下記に留意の上、積極的な活用をお願いする。

記

1 コンサルタントの配置等

コンサルタントは、都道府県労働局(以下「局」という。)の監督課(東京、愛知及び大阪局においては、労働時間課)に配置すること。

なお、配置人数については、別途通知するものとする。

2 コンサルタントの身分

コンサルタントは、非常勤の国家公務員に該当するものであること。

3 コンサルタントの委嘱

コンサルタントの委嘱に当たっては、次の点に留意すること。

- (1) コンサルタントに委嘱しようとする者は、国家公務員法第38条(欠格条項)に該当せず、かつ、委嘱の要件に該当する者を都道府県労働局長(以下「局長」という。)が選考し、委嘱すること。

- (2) コンサルタントは、その職務の遂行に支障を生ずるおそれがない場合に限り、他の非常勤の国家公務員としての職務を兼ねることができるものであるが、この場合には、勤務時間の限度（人事院規則15-15）に注意すること。
- (3) コンサルタントは、原則として65歳に達する日以後の最初の3月31日までの者とする。

4 コンサルタントの職務

コンサルタントは、連名通達記の4のとおり、関係事業主等の相談に応じ、助言・指導することを主たる職務とするものであるが、具体的な活動については、局において執務するほか、総合労働相談員を配置していない管下労働基準監督署の巡回及び希望に応じて事業場等を個別訪問して助言・指導を行うことも、その職務に含まれるものであること。

5 コンサルタントの報酬等

コンサルタントの勤務及び報酬は、次のとおりであること。

- (1) コンサルタントの勤務は、1箇月の登庁日数が平均12日以下となるよう、予め定めること。
- (2) コンサルタントの謝金は、別途指示される場所とし、登庁日数に応じて支給すること。
ただし、半日勤務の謝金は、日額の2分の1とすること。
- (3) コンサルタントの庁外活動に対しては、旅費を支給するものであること。

6 コンサルタントの事務に対する管理等

コンサルタントには、「労働時間設定改善コンサルタント規程」、「労働時間設定改善コンサルタント執務準則」及び「労働時間設定改善コンサルタント日誌」を配布するとともに、次により、その適切な運用に配慮すること。

- (1) 「労働時間設定改善コンサルタント執務準則」の3の「局長が指名する者」は、予め次の者を指名すること。
 - ① 監督課長（東京、愛知及び大阪局においては、労働時間課長）
 - ② その他局長が必要と認める者
- (2) コンサルタントに職務を行わせるに当たっては、担当すべき事務の範囲を明確にし、必要に応じて月間計画の作成等を検討すること。
- (3) 「労働時間設定改善コンサルタント日誌」を勤務日ごとに報告させ、その活動状況を把握すること。

7 コンサルタントに対する援助

局長は、コンサルタントの職務が円滑に行われ、かつ、実効あるものとなるよう、関係資料の提供その他研修の実施等必要な援助を行うものとする。

8 コンサルタント制度の周知

局長は、予め相談日を設定、提示する等によりコンサルタント制度の周知を図るとともに、労使団体を通じてコンサルタント制度の広報に努め、コンサルタントに対する関係事業主等の相談の利便に配慮すること。

9 その他

コンサルタントの勤務条件等で、その他必要な事項は、非常勤職員に関する取扱いの例によること。